【機密性２】

令和８年１１月９日

情報公開・個人情報保護審査委員会　御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、前橋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした開示の判断に対し、令和８年１０月６日付け（同月８日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

１　開示申出の内容

平成２２年６月頃から平成２４年２月までの間に前橋地裁事務局会計課で発生した、窓口において現金で受領した民事執行予納金等の保管金計１１９８万円の業務上横領事件に関して作成し、又は取得した文書

２　原判断庁の判断内容

原判断庁は、１の開示申出に対し、令和８年８月６日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

３　最高裁判所の考え方及びその理由

⑴　原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、本件司法行政文書開示通知書記１記載の文書（以下「本件対象文書」という。）以外の文書は存在しなかった。

⑵　これに対し、苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書が存在すると思われる旨主張する。

しかしながら、本件開示申出内容記載の業務上横領事件が発生したとされる

【機密性２】

時期から本件開示申出日まで、少なくとも約１１年が経過しており、原判断庁において、本件対象文書以外の本件開示申出文書を作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かは判然としない。

なお、仮に本件対象文書以外の本件開示申出文書が作成又は取得されていたとしても、１０年以上が経過していることから、同文書は既に廃棄されている蓋然性が極めて高い（平成２４年１２月６日付け最高裁判所事務総局秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」別表第１により、保存期間の例が１０年以上とされている文書の類型は、規則や規程の制定や改廃に係る文書、裁判官会議に係る文書、栄典に関する文書、国を当事者とする訴訟の提起その他訴訟に関する重要な経緯に関する文書及び営繕に関する設計図面等であり、本件開示申出文書はこれらの類型には該当しないと考えられる。）。

以上より、本件開示申出文書の探索の結果、本件対象文書以外の文書が存在しなかったことに不合理な点はない。

(3) よって、原判断は相当である。